

秋田県公報

目次	ページ
告示	1
結核予防法による医療機関の指定(六〇六・大館保健所)……………	1
地籍調査に関する事業計画(六〇七・農山村振興課)……………	2
平成十六年度家畜人工授精師養成講習会の実施(六〇八・農畜産振興課)……………	3
道路区域の変更(六〇九・六一二・道路環境課)……………	4
道路の供用開始(六一三・六一六・道路環境課)……………	5
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(科学技術課)……………	5

告 示

秋田県告示第六百六号
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十六年七月二十日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ひまわり調剤薬局	秋田県大館市字土飛山下二十六番地九	平成十六年七月五日

秋田県告示第六百七号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、次のとおり平成十六年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき公示する。
 平成十六年七月二十日

秋田県知事 寺田典城

- (一) 調査を行う者の名称
 本荘市
 調査地域
 変更前 本荘市内・大築字板沢ほか十五字
 変更後 本荘市内・大築字板沢ほか十六字
 調査期間
 平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日
- (二) 調査を行う者の名称
 鹿角市
 調査地域
 変更前 鹿角市十和田大湯・八幡平字旗本ほか十六字
 変更後 鹿角市十和田大湯・八幡平字旗本ほか十九字
 調査期間
 平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日
- (三) 調査を行う者の名称
 田代町
 調査地域
 変更前 北秋田郡田代町早口字伊勢下袋ほか十五字
 変更後 北秋田郡田代町早口字伊勢下袋ほか十六字
 調査期間
 平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日
- (四) 調査を行う者の名称
 雄和町
 調査地域
 変更前 河辺郡雄和町樺川・平尾鳥・女米木字川崎ほか十八字
 変更後 河辺郡雄和町樺川・平尾鳥・女米木字川崎ほか十四字
 調査期間
 平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日
- (五) 調査を行う者の名称

- (二) 矢島町
調査地域
変更前 由利郡矢島町川辺・城内字谷地沢ほか二十九字
変更後 由利郡矢島町川辺・城内字谷地沢ほか三十三字
調査期間 平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日
- (三) 調査を行う者の名称
東由利町
- (二) 調査地域
変更前 由利郡東由利町老方・館合字山崎ほか四十七字
変更後 由利郡東由利町老方・館合字山崎ほか四十九字
調査期間 平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日
- (七) 調査を行う者の名称
太田町
- (二) 調査地域
変更前 仙北郡太田町齊内・太田・小神成・東今泉字吉本木ほか二十六字
変更後 仙北郡太田町齊内・太田・小神成・川口・横沢・東今泉字吉本木ほか二十九字
調査期間 平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日
- (三) 調査期間
平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日
- (八) 調査を行う者の名称
平鹿町
- (二) 調査地域
変更前 平鹿郡平鹿町浅舞・下鍋倉・中吉田字竹原ほか二十八字
変更後 平鹿郡平鹿町浅舞・下鍋倉字関根小屋ほか十七字
調査期間 平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日
- (九) 調査を行う者の名称
雄物川町
- (二) 調査地域
変更前 平鹿郡雄物川町大沢字内童子ケ沢ほか十三字
変更後 平鹿郡雄物川町大沢字内童子ケ沢ほか十五字
調査期間 平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日

- (一) 調査を行う者の名称
雄勝町
 - (二) 調査地域
変更前 雄勝郡雄勝町横堀・寺沢・下院内・上院内字八丁新町ほか十字
変更後 雄勝郡雄勝町横堀・寺沢・下院内字小白岩ほか九字
調査期間 平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日
 - (三) 調査を行う者の名称
皆瀬村
 - (二) 調査地域
変更前 雄勝町皆瀬村川向字宮田ほか六字
変更後 雄勝町皆瀬村川向字宮田ほか七字
調査期間 平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日
- 秋田県告示第六百八号
家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により、次のとおり平成十六年度家畜人工授精師養成講習会を実施するので、家畜改良増殖法施行細則(昭和二十六年秋田県規則第十一号)第二条第一項の規定に基づき、公示する。
平成十六年七月二十日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 講習の期日及び場所
(一) 期日 平成十六年九月六日(月)から同二十二日(水)まで
(二) 場所 南秋田郡大潟村字南二丁目二番地 秋田県立大学短期大学部
 - 二 家畜の種類 牛
 - 三 受講資格 家畜人工授精師の免許を受けようとする者で、家畜改良増殖法第十七条の規定に該当しないもの
 - 四 受講定員 三十五名
 - 五 受講に必要な書類
(一) 受講願書
(二) 履歴書
 - 六 受講願書用紙の交付
(一) 期間 日曜日及び土曜日を除き、平成十六年七月二十六日(月)から同年八月二十七日(金)まで
(二) 場所 農林水産部農畜産振興課家畜生産・衛生班

- 七 受講願書の受付
- (一) 期間 日曜日及び土曜日を除き、平成十六年八月二日(月)から同年八月二十七日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
 郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。
- (二) 場所 農林水産部農畜産振興課家畜生産・衛生班
 受講に要する経費
- 八 (一) 納付方法 講習の場所において発行する納入通知書により納付する。
 額 二万七千円

- 九 講習についての問い合わせ先
 農林水産部農畜産振興課家畜生産・衛生班(電話〇一八 八六〇 一八〇九)
- 秋田県告示第六百九号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十六年七月二十日

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路 線 名	区 区	間 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
一般国道	新 旧						
	新		百五号			一三・四〇〇二〇・〇〇	〇・六一〇
	旧		百五号	仙北郡西木村下松木内字高屋三二番地先から字松葉三三五番地先まで		一四・四〇〇二七・〇〇	〇・六一〇

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年七月二十日から同年八月二日まで

- 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十六年七月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第六百十号

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路 線 名	区 区	間 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
一般国道	新 旧						
	新		百七号			一三・五〇〇二五・〇〇	〇・一〇七
	旧		百七号	平鹿郡平鹿町浅舞字館廻三六二番三から字土井尻九六番まで		一三・五〇〇三三・五〇	〇・一〇七

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課

- (二) 期間 平成十六年七月二十日から同年八月二日まで

秋田県告示第六百一十一号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十六年七月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路線名		区	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）		
県道	新		湯沢雄物川大曲線	湯沢雄物川大曲線	A	大曲市角間川町字門目東三四番一地先から四四番二地先まで	八・〇〇〇～二一・五〇〇	〇・一〇五		
							B	平鹿郡大雄村字野中四七番一七から大曲市角間川町字門目東四七番三まで	九・〇〇〇～三〇・〇〇〇	〇・四五五
							平鹿郡大雄村字野中四七番一七から大曲市角間川町字門目東四七番三まで	九・〇〇〇～三〇・〇〇〇	〇・四五五	
県道	旧		湯沢雄物川大曲線	湯沢雄物川大曲線	A	大曲市角間川町字門目東三四番一地先から四四番二地先まで	八・〇〇〇～二一・五〇〇	〇・一〇五		
							B	平鹿郡大雄村字野中四七番一七から大曲市角間川町字門目東四七番三まで	九・〇〇〇～三〇・〇〇〇	〇・四五五
							平鹿郡大雄村字野中四七番一七から大曲市角間川町字門目東四七番三まで	九・〇〇〇～三〇・〇〇〇	〇・四五五	

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(一) 場所 建設交通部道路環境課
(二) 期間 平成十六年七月二十日から同年八月二日まで

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十六年七月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第六百一十二号

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路線名		区	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
県道	新		湯沢雄物川大曲線	湯沢雄物川大曲線	大曲市戸蒔字谷地添八七番一六 地内	大曲市戸蒔字谷地添八七番一六 地内	二一・〇〇〇～四二・〇〇〇	〇・〇〇五
							旧	湯沢雄物川大曲線

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(一) 場所 建設交通部道路環境課
(二) 期間 平成十六年七月二十日から同年八月二日まで

秋田県告示第六百一十三号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十六年七月二十日

一 供用開始の区間
秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
一般国道 百二号		鹿角市十和田大湯字土沢三八番一四から三八番六まで 鹿角市十和田大湯字土沢五三番三から字箒畑一一八番一まで

二 供用開始の期日 平成十六年七月二十日
三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
三(一) 場所 建設交通部道路環境課
二(一) 期間 平成十六年七月二十日から同年八月二日まで

秋田県告示第六百十四号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十六年七月二十日

一 供用開始の区間
秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
一般国道 百八号		由利郡由利町黒沢字黒沢五一番九から字元屋敷二〇九番まで

二 供用開始の期日 平成十六年七月二十日
三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
三(一) 場所 建設交通部道路環境課
二(一) 期間 平成十六年七月二十日から同年八月二日まで

秋田県告示第六百十五号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとお

り道路の供用を開始する。
平成十六年七月二十日

一 供用開始の区間
秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
一般国道 百八号		由利郡由利町南福田字俵巻二六四番五四から字上俵巻一二番一三地先まで

二 供用開始の期日 平成十六年七月二十日
三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
三(一) 場所 建設交通部道路環境課
二(一) 期間 平成十六年七月二十日から同年八月二日まで

秋田県告示第六百十六号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十六年七月二十日

一 供用開始の区間
秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
県 道	西山生保内線	仙北郡田沢湖町生保内字駒ヶ岳二番二四一から二番一九四まで

二 供用開始の期日 平成十六年七月二十日
三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
三(一) 場所 建設交通部道路環境課
二(一) 期間 平成十六年七月二十日から同年八月二日まで

公 告

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭

和二十二年政令第十六号(第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年七月二十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 借入物品の名称及び数量
 - (二) 建築CADシステム 一式
 - (三) 借入物品の仕様等
 - (四) 入札説明書及び仕様書による。
 - (五) 借入期間
 - (六) 平成十六年十月一日から平成二十年七月三十一日まで
 - (七) 借入物品の設置場所
 - (八) 秋田県立大学本荘キャンパス
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
- (二) 郵便番号〇一五 〇〇五五 本荘市土谷字海老ノ口八十四番地四
- (三) 秋田県立大学事務局本荘事務室(電話〇一八四 二七 二〇一八)
- (四) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- (五) 秋田県の休日を含め、平成十六年七月二十日(火)から同年八月二十三日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
- (一) 平成十六年八月三十日(月)午後二時
- (二) 秋田県立大学本荘キャンパス 共通施設棟二階 中会議室
- 五 入札保証金
- (一) 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十二条までに規定することによる。
- 六 その他
- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
- (二) 日本語及び日本国通貨
- (三) 入札の方法
- (四) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当

する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (三) 入札の無効
- (四) 秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。
- (五) 落札者の決定方法
- (六) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (七) 契約書作成の要否 要
- (八) 提出書類等
- (九) 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (十) その他

七 概要

- 1 Nature and quantity of item to be rented : A Complete Set of Equipment for Architectural CAD System
- 2 Time-limit of tender : 2:00 P.M. 30 August, 2004
- 3 Contact point for the notice : The Honjo Administrative office, Akita Prefectural University, 84-4 Ebinokuchi, Tsuchiya, Honjo City, Akita Prefecture 015-0055, Japan TEL 0184-27-2018

発行者 秋田県 秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 秋田市山王七丁目五番二十九号

株式会社 印刷社
電話 0184-27-2018 FAX 0184-27-2019
E-mail: matsubarar@matsubararansatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号